

報告第23号

損害賠償額の決定に関する  
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、令和2年10月13日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- |         |  |
|---------|--|
| 1 件名    | 鈴ヶ森中学校の近接駐車場で起きた屋根の破損事故  |
| 2 事故の概要 | 平成30年4月から令和2年5月までの間に鈴ヶ森中学校の校庭で、硬式テニス部の活動中の生徒が打ったボールが、複数回にわたり防球ネットを飛び越え、近接する駐車場の屋根に当たり、その一部を破損した。 |
| 3 損害賠償額 | 50,000円（修理費）   |
| 4 相手方   | [Redacted]   |